

## 1 イントロダクション

### 1.1 香港の法制度の概要を教えてください。香港の法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法体系のいずれに基づきますか。

香港の法制度は判例法(コモン・ロー)制度であり、香港の裁判所の過去の判決が先例として非常に重視される。また、香港以外のコモンロー・制度国(特にイングランドとウェールズ)の判例も参考にされ、香港の裁判所では通常これらは「説得力のあるもの(persuasive)」とみなされている。

香港の法制度においては、判例(コモン・ロー)のみならず成文法も重要な要素である。成文法は、書面による条令から成り、香港の立法評議会(The Legislative Council of Hong Kong)が制定することによって、香港の法律となる。

### 1.2 香港では裁判所はどのように構成されていますか。

香港の裁判所は、香港の司法機構により行政府と立法府から独立して運営されている。香港の裁判所の階層は以下の通りである。

- (a) 終審法院(The Court of Final Appeal。以下「CFA」)は民事事件・刑事事件それぞれに関して香港における最高位の控訴裁判所であり、高等裁判所(高等法院/High Court)からの上訴を審議する。

民事事件に関し、CFA が扱う上訴は以下のとおりである。

- (1) 控訴額が 100 万香港ドル以上の紛争に関する控訴裁判所の終局判決に対する上訴については、CFA が取り扱う。
- (2) 上記以外の控訴裁判所(Court of Appeal)の判決(終局判決または中間判決)に対する上訴についても、当該事件が公衆の大きな関心を引く論点を含む等の事情により CFA において審議されるべきと控訴裁判所または CFA が判断する場合には、控訴裁判所または CFA の決定に従い、CFA が当該上訴を取り扱う。

(b) 高等裁判所は以下の両側面を有する。

- (1) 民事・刑事事件についての第一審裁判所(Court of First Instance)や地方裁判所(区域法院/District Court)からの控訴や土地審裁処(Lands Tribunal)からの控訴を扱う控訴裁判所(上訴法廷)。
- (2) 訴額が 100 万香港ドルを超える民事訴訟に対して独占的な裁判管轄権を持ち、かつ、最も重大な刑事事件を扱う第一審裁判所(原訟法廷)。

(c) 地方裁判所は、以下のとおり、民事・刑事いずれについても限定的な裁判管轄のみを有する。

- (1) 民事事件については、訴額が 5 万香港ドル以上、100 万香港ドル未満の訴えのみにつき裁判管轄権を有する。
- (2) 刑事事件については、殺人、過失致死及び強姦を除く重大な刑事事件(7 年の禁固刑を上限とする事件)を審判する。

家庭裁判所(家事法廷/Family Court)は地方裁判所の一部を構成し、家事事件を扱う。

(d) 少額裁判所(小額債権審裁処/Small Claims Tribunal)は訴額が 5 万香港ドルを超えない民事訴訟に対する独占的な裁判管轄を有する。

(e) 治安判事裁判所(裁判法院/Magistrates' Courts)は重大性の低い刑事事件を扱う。

上記以外にも、特定の事項に関する紛争を扱う多くの裁判所や裁決機関が存在する(少年裁判所(Juvenile Court)、検死裁判所(Coroner's Court)、土地審裁処(Lands Tribunal)、労働審裁処(Labour Tribunal)など)。

### 1.3 香港では弁護士はどのように組織されていますか？

香港での弁護士はバリスター(法廷弁護士)〔「カウンセラー」とも呼ばれる〕とソリシター(事務弁護士)の 2 種類がある。バリスターは、法定代理人が認められるすべての裁判所及び審判機関において立会する権利を有し、他方、ソリシター(「Solicitor Advocates」の資格を有する者を除く)は、地方裁判所でのみ立会する権利を有する。弁護士は、バリスターかソリシターの両方を兼ねることができない。

バリスターはソリシターのみから業務を受任することができ、一般の依頼人(バリスターの倫理規定に記された「認証専門機関」(recognised professional body)のメンバーを除く)から直接受任することはできない。

## 1.4 香港では、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

ソリシターの報酬は時間あたりの単価と当該案件に費やした時間に基づき算出されるのが通常だが、サービスの提供時に合意した定額をチャージする場合もある。

バリスターはそれぞれが受任した個々の案件に応じて個別の報酬を受ける。ソリシター同様、定額の報酬を受けることもある。

香港において、係争事件に関する業務の報酬を条件付もしくは成功報酬とすることは認められていない。

## 2. 事業を行うための組織

### 2.1 香港域内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、香港域内に事業組織を設立する必要がありますか？

香港において個人が事業を行うことは認められている(ただし、当該事業の登記が必要)。また、多数の外国企業が、香港域内の流通業者を通じて香港市場に参入している。

しかしながら、香港で事業を行う場合には、有限責任会社(limited liability company)が用いられるのが一般的である。これには、香港域内に会社を設立する方法、域外会社を利用する方法(香港域内に事業拠点を置く場合には登記が必要)あるいは外国企業の支社を香港域内に設立する方法がある。

### 2.2 香港ではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

設立可能な事業組織は下記のとおり。

- (a) 会社(後記第3章参照)
- (b) 外国企業の支社(後記第3章参照)
- (c) 外国企業の駐在員事務所。駐在員事務所は香港における販売促進活動拠点及び連絡拠点用のみに認められており、香港での事業や香港における契約の締結は一切禁止されている。なお、設立のためには、商業登記条例(Business Registration Ordinance)に基づく登記が必要である。
- (d) 組合(partnerships)(法律事務所等を除けば、ほとんど例をみない。)

### 2.3 各事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用は。

- (a) 設立手続及び時間については、後記 3.2 のとおり。費用はサービスの提供者によって異なり、また、概ね低価格で行われる設立関連の基本業務と、設立後の必要業務とに分離されることが多い

が、両方合わせて 3,300 米ドル程度が平均的なコストである。

- (b) 外国企業が香港域内に設立した支社を通じて香港での事業を行う場合は、当該事業について、商業登記条例に基づく登記を行うことが必要である。加えて、会社(公司)条例(Companies Ordinance)に基づき非香港企業として登記することも必要である。会社条例に基づく登記を行うためには、外国企業は、香港における手続や通知に関する送達を受領する権限を有する現地の人を任命し、香港において登記された営業所を有し、また、その定款等の訳文を提出しなければならない。これらに要する時間と費用は、その効率性にもよるが、提出書類の形式が全て整ったとしても、商業登記までは申請から通常最低 20 営業日はかかる。
- (c) 上記(b)と比べると、商業登記条例に基づく駐在員事務所の登記手続はより単純で費用も安い。かかる登記には、申請書と外国企業の設立証明書の写しを商業登記署(Business Registration Office)に提出することが必要である。
- (d) 組合は、すぐに組成できる(組合契約に関する交渉が長引く場合があることは別にして)。組合契約は登記する必要はないが、当該組合が香港において営業所を設立した場合は、商業登記条例に基づき、組合自体の登記が必要である(これ自体は単純作業である)。組合の事業内容によっては、追加で必要となる手続も存在する。例えば法律事務所を設立する場合には、弁護士会の定める諸手続が必要となる。

## 2.4 香港において事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

一般的には、ない。しかし一定の事業活動においては、事業開始前に政府機関や産業団体の承認や許認可を取得することが必要でなる。

上記に記した通り、駐在員事務所が実質的な事業を行うことは禁止されている。

## 2.5 各事業組織に関して生じる継続義務にはどのようなものがありますか。

これは事業組織の形態によって異なる。例えば、会社にあつては、申告事項が比較的多い(香港で設立された有限責任会社は、会社の申告義務を担当する会社秘書役を置く必要がある。もともと、香港には当該業務の代行事務所等が存在する。)

## 3 会社

### 3.1 香港にはどのような種類の会社が存在しますか。

香港で設立された有限責任会社は、公開会社又は非公開会社のいずれにもなることができ、また、株式又は保証により有限責任となり得る。会社を無限責任会社として設立することも可能である。また、香港域外で設立され、香港域内に支店又は事業所を設置する会社は、非香港会社として商業登記署に登録しなければならない。香港において事業を行おうとする外国会社は、例外もあるが、支店の設置ではなく現地法人の設立することが多い。これは、現地法人の有限責任性など(実務では親会社が保証することもあるが)、様々な要素が関連する。

香港で設立された会社のほとんどは、株式により有限責任となっている。

(a) 非公開会社(private company)

非常に多くの会社が非公開会社の形態をとっている。非公開会社の特徴として、非公開会社は、その定款に以下の事項を含まなければならない。

- (i) 株式譲渡の制限
- (ii) 株主数を 50 名以下に制限すること(従業員を除く)
- (iii) 会社の株式又は社債の公募の禁止

(b) 公開会社(public company)

公開会社は、上記の非公開会社に特徴的な定款記載事項を定款に定めていないものをいう。ほとんどの(全てではない)公開会社は、香港証券取引所(Hong Kong Exchange)に上場している。

(c) 保証による有限責任会社

保証による有限責任会社は、いわゆる株主を有さず、会社清算時に一定額の出資をすることに合意する者で構成される。典型的には、非営利組織(例えば、同好会、慈善団体及び自主規制機関)によって設立される。

(d) 無限責任会社

一般的ではないものの、非公開会社及び公開会社は、責任を限定することなく設立することもできる。この場合、会社の株主は、自己の株式の対価を全て支払っていたとしても、会社の債務について無限定に責任を負う。

(e) 非香港会社

香港域外で設立された会社が、香港域内に事業所を設置する場合は、商業登記署における登記が必要となる。この場合、定款や種々の会社関係文書の提出が必要であり、さらに会計書類の提出が必要となる場合もある。英語又は中国語以外の文書は、英語又は中国語に翻訳する必要がある。

### 3.2 会社の設立手続について教えてください。

会社は、①署名済みの基本定款及び会社定款の写し、②法定の設立書類(会社の種類の詳細、株主又は構成員の名称及び住所、設立時取締役及び会社秘書役の詳細、そして必要に応じて株式資本構成を記載したもの)及び③事業登記証明書(business registration certificate)を取得するための、事業登記所(Business Registration Office)宛の会社の通知のフォームを商業登記署に提出することにより設立される。法定の設立書類には、会社設立の要件を満たしていることの確認書も含まれる。

会社の設立に要する時間は、株式により有限責任となる非公開会社について約 4 営業日、その他の会社について約 1 ヶ月である。

法律事務所等の多くは、設立済みの、標準的な基本定款及び会社定款を有し、依頼者へ譲渡が可能な非公開の有限責任会社を「シェルフカンパニー」として持っている。これにより、依頼者は、会社設立のために商業登記署が必要とする待機期間を待つことなく、すぐに会社を始めることができる。

### 3.3 少数株主が自らの利益を保護する方法について教えてください。

会社条例は少数株主を保護する基本的な規定を置いており、また上場規則(Listing Rules)にも上場会社の少数株主を保護する規定がある。これらの規定は、特定の種類の取引について株主に対する通知又は株主の承認を要件とし、一定の場合には、多数株主が議決権を行使できない中で少数株主の承認を得ることを要件としている。

また、会社条例及びコモンローに基づき、少数株主は、少数株主への抑圧行為に従事した取締役又は他の株主に対する株主代表訴訟により、救済を受けることができる。これは、会社が原告として訴訟提起するものである。

上記に加え、少数株主は、株主間契約の契約条項に基づき自己の利益を守ることができる。典型的には、以下の条項を含む。

- (a) 株式発行及び株式譲渡についての先買権
- (b) 株式のプット・オプション又はコール・オプション
- (c) 一定数の取締役を任命又は解任する権利
- (d) 特定取引に関する拒否権
- (e) 特定取引についての株主の一定割合の承認を必要とするもの
- (f) タグ・アロング・ライト(すなわち、多数株主が株式を売却する場合に少数株主が多数株主に対して少数株主の株式の購入を要求する権利、又は少数株主が保有する株式の全て又は一部の購入を買主に確保させることの要求)

(g) デッドロック解決条項

少数株主の保護は、少数株主が少数株主保護のための特定の権利を有する別種の株式を保有する方法によっても、実現できる。

### 3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規範は存在しますか。

上場会社に関しては、規範条項及び推奨されるベスト・プラクティスを含んだ、模範的コーポレート・ガバナンスの原則を定めるコーポレート・ガバナンス実務規範がある。上場会社は、規範条項を遵守することが期待されるが、遵守義務はない。推奨されるベスト・プラクティスも指針に留まる。上場会社は、自らが適正と考える内容のコーポレート・ガバナンス実務に関する規範を制定することもできる。また、規範に加え、コーポレート・ガバナンスに関する特定の上場規則(例えば、関係者との取引についての開示要件及び株主承認要件)もある。

規制業種にある会社(例えば、金融管理局(Monetary Authority)による許認可を受けた認定金融機関、保険機構(Insurance Authority)により権限を与えられた保険会社、証券先物委員会(Securities and Futures Commission)による許認可を受けた団体)は、それぞれの規制当局が発行するコーポレート・ガバナンスに関する様々な覚書、指導書及び通達に従わなければならない。

また、会社条例は、コーポレート・ガバナンスの基本的な要件を規定している。手続に関するものもあれば、実質的なものもある。重要なものとして、以下のようなものがある。

- (a) 会社名の変更並びに基本定款及び会社定款の変更の手続
- (b) 株式の購入に関して会社が貸し付けを行うことの制限
- (c) 会社が自己株式を買い戻しに関する規制
- (d) 株式発行についての先買権
- (e) 固定資産の処分につき株主の承認を得る義務
- (f) 取締役が自己が利害関係を有する取引を開示することの規制
- (g) 取締役又は関連当事者に対する貸し付け又は保証の制限
- (h) 配当金支払に関する制限
- (i) 減資の手続

上記に加え、コーポレート・ガバナンスについての詳細な規則は会社定款に記載されており、その内容は会社により異なる。会社は、会社条例の表 A(Schedule A)に記載されている定款の形式を用いることができる。定款条項は、典型的には、以下のような手続的事項を規定する。

- (a) 会社のステータス(公開会社又は非公開会社)
- (b) 株式資本

- (c) 株式払込請求
- (d) 株式の譲渡
- (e) 資本の変更
- (f) 株式に付される権利の変更
- (g) 株主総会の手続
- (h) 取締役、取締役の権限、借入能力、取締役社長、取締役社長の権限
- (i) 取締役の任命及び取締役の欠格
- (j) 会社秘書役
- (k) 会計書類
- (l) 監査及び利益の配当

### 3.5 外資系香港企業が香港市場から資本/負債を調達する上で、規制は存在しますか。

外資系香港企業は、香港市場から資本/負債を調達することができるが、関連する証券取引法及び上場規則を遵守しなければならない。

香港証券取引所は、最近まで、新規株式公開の申請を少数特定の国・地域で設立された会社に限定していたが、日本を含め、他の国・地域で設立された会社からの申請も奨励すべく市場が開放されてきている。

### 3.6 香港企業は外国人を取締役に選任することはできますか。

外国人を取締役として選任することはできる。ただし、会社秘書役が個人の場合は、当該個人は香港居住者でなければならない。会社秘書役が法人の場合は、当該法人が香港会社又は香港に所在地を有する会社でなければならない。

### 3.7 利益分配に関する規範は存在しますか。

利益の分配は、通常は、配当決議に基づき、株主に対してその株式に付与された権利に従って行う。同一の種類の株主の間では、配当を受ける権利は平等に存在する。株式に付与された権利については、3.8 参照。

ただし、会社条例には、会社が配当可能利益の範囲外で配当の分配を行うことを禁止する一般的(かつ重要な)な規定もある。これにより直近の監査済の計算書類上の実現利益に基づき分配を行うべきことを明確にされている。

### 3.8 会社が発行することができる株式の種類を教えてください。

会社が発行する最も一般的な株式は、配当、議決権行使及び残余財産分配の全てを平等に取扱う普通株

式である。

ただし、香港法は、発行する株式の種類につき柔軟性を有しており、会社が複数種類の株式を発行するかどうか及びそれら株式に付与される権利の内容は、株主間の合意に委ねられる。権利内容は、通常、会社定款に記載され、以下のようなものを含む。

- (a) 無議決権株式
- (b) 普通株式に優先して配当を受ける権利を有する優先株式であり、議決権の有無及び残余財産分配に対する優先権の有無はいずれでもよい。
- (c) 普通株式に対して特定の金額が支払われた場合においてのみ配当又は清算時の分配を受けることができる劣後株式であり、議決権株式又は無議決権株式のいずれでもよい。
- (d) 固定割合による配当請求権を有する株式であり、配当の支払がされない場合に未払い分を累積するかどうかはいずれでもよい。

### 3.9 取締役会を開催する頻度と方法に関する要件は存在しますか。

上場会社は、取締役会を少なくとも四半期に一回開催することが期待されるが、取締役会を開催する頻度の要件はない。一般的には、会社定款に、取締役会の招集の方法(すなわち、取締役に対する招集通知の期間及び取締役が招集通知を不要とすることの可否)及び取締役会の定足数(すなわち、有効な取締役会において必要な出席者数の要件)を規定する。会社定款により許容されている場合(それ以外には認められない)には、取締役会を電話又はテレビ会議により行うことができる。

### 3.10 取締役が負うべき責務、法的責任について教えてください。

取締役は、会社条例及び会社の事業に関連するその他の法律並びに(上場会社の場合には)上場規則の遵守について責任を負う。

また、取締役には、コモン・ローに基づく以下の受託者義務(fiduciary duties)が課される。

- (a) 取締役は、誠実に、会社全体の利益のために行動しなければならない。
- (b) 取締役は、適切な目的のため、株主全体の利益のためにその権限を行使しなければならない。
- (c) 取締役は、適切な授權なくその権限を他人に委託してはならず、独立して判断を行わなければならない。
- (d) 取締役は、注意を払い、能力を発揮し、及び努力しなければならない。
- (e) 取締役は、個人と会社の利害対立を避けなければならない。
- (f) 取締役は、法令を遵守して行う場合以外は、利害関係のある取引を行ってはならない。
- (g) 取締役は、その地位を利用して利益を得てはならない。
- (h) 取締役は、会社の財産又は情報を不正に使用してはならない。

- (i) 取締役は、その取締役としての地位に基づき、第三者からの個人的な利得を受領してはならない。
- (j) 取締役は、会社の基本定款及び会社定款を遵守しなければならない。
- (k) 取締役は、適切な会計帳簿をつけなければならない。

これらの義務は、商業登記署の発行する「取締役の義務に関するガイド」(A Guide on Directors' Duties)において詳しく説明されており、全ての取締役は、その最新版を確認し、ガイドラインに記載された取締役の一般的義務を熟知すべきである。

## 4. 清算

### 4.1 香港で会社清算を行う際の手続の概要を教えてください。香港特有の要件は存在しますか。

香港の倒産は、大きく分けて任意清算(「株主による任意清算」又は「債権者による任意清算」と裁判所による強制清算の2種類に分かれる。

#### (a) 株主による任意清算

「株主による任意清算」とは、会社に支払能力のある場合の清算手続であり、全ての債務が全額支払われ、株主は出資した資本を回収する。この手続を開始するためには、会社の取締役は事前に所定の様式に従った支払能力証明書を発行しなければならない。

会社は、株主総会の特別決議(75%の多数決による)によってその解散を決議する必要があり、かかる特別決議は届出をし、かつ、特別決議があった旨を官報(Government Gazette)に公告しなければならない。また、当該解散決議を行った株主総会においては業務の結了と資産の配分を担う清算人も選任される。清算人の選任通知についても、官報に公告しなければならない。

#### (b) 債権者による任意清算

「債権者による任意清算」とは、支払不能に陥った会社の株主及び債権者が、裁判所及び行政当局のいずれからも直接干渉や統制を受けない清算人を選任することによって行われる清算手続である。この清算手続は取締役及び株主によって開始されるが、債権者及び裁判所の全般的なコントロールには服する。

取締役は、会社が支払不能の状態にあることを認識した場合は、会社を清算するための株主総会及び債権者集会を招集しなければならない。手続的には、株主の特別決議(75%の多数決による)によって会社の解散及び清算人の選任を行うことになる。かかる特別決議は、届出され、また、官報に公告する必要があり、取締役は、資産及び負債の状況(債権者一覧及び債権者の有する債権額の推定を含む)を示す会社業務報告書(statement of company affairs)を作成しなければならない。

次のステップとして、債権者集会が招集されることになる。債権者集会の開催通知を全ての債権者に対して行う必要があり、また、官報の他、中国語及び英語の新聞(各 1 通ずつ)に公告しなければならない。

債権者集会では、取締役の作成した会社業務報告書が報告され、債権者は、清算人の選任について審議する(株主から選任された者と一致しないこともあるが、この場合、債権者による選任が優先する)。債権者集会の決議は、出席し、投票した債権者の債権額の過半数によって行われる。清算人の選任通知は、官報に公告され、会社登録機関(Companies Registrar)に送付されなければならない。

(c) 強制による解散

強制清算手続は、破産管財人(Official Receiver)及び裁判所の管理下で行われる。上記の各任意清算手続に比べ、手続が厳格である。

強制清算手続は、裁判所に対する解散の申立てによって開始する。申立権者は債権者又は当該会社自身であるが、株主も公正又は衡平の原則(justice or equity)に基づいて申立てを行うことができる。申立事由はいくつかあるが、最も重要なものは、会社に債務支払能力がかけられていることである(会社は、法定の様式に従った請求に基づく 10,000 香港ドル以上の債務を、当該請求到達の日から 21 日以内に履行できない場合に、債務支払能力が欠けているとみなされる)。

裁判所が申立に基づく聴聞手続において解散命令を発した場合、直ちにその効力が生じ、取締役の権限も直ちに失われる。

## 4.2 香港の破産手続の概要について教えてください。届出に関して、香港特有の要件はありますか。

債権者は、債務者が法定の様式に従った請求(statutory demand)に基づく 10,000 香港ドル以上の債務を履行できなかった場合、債務者の破産命令の申立を裁判所に対してすることができる。債務者自身も債務の支払ができないことを理由に破産命令の申立をすることができる。申立にあたっては、法定の様式に従った請求に対する不履行の詳細(該当するものがあれば)も提出しなければならない。また、破産管財人は、破産申立の写しの送達を受ける必要がある。

裁判所が申立に基づく聴聞手続において破産命令を発した場合、当該命令は、官報及び現地の新聞に公告しなければならない。

## 5. 外国投資に関する規制

### 5.1 香港において外国投資を規制している法律を教えてください。

香港は、外国からの投資に関して特別な規制を設けておらず、また義務も課していない。外国会社は、香港で事業を行うにあたり、何ら特別な承認手続を経る必要はなく、また、現地の会社と実質的に異なる手続要件に服するわけでもない。外国会社は、利益や資本勘定から発生する資金を自由に海外へ送金でき、外国為替に対する制限も存在しない。

香港では、外国資本が会社の株式を 100%保有することは一般的に許されており、かつ一般的である。外国投資規制はほとんど存在しない。下記 5.4 も参照されたい。

### 5.2 香港で取りうる外国投資の方法を教えてください。

上記 5.1 参照。一般的に、外国からの投資は域内投資と同じ方法で行うことができる。

### 5.3 現在の外国直接投資に関する政策を教えてください。

香港は開放経済(open economy)である。上記 5.1 参照。

### 5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような状況か教えてください。

テレビ及びラジオ放送については外国投資規制が存在する。証券業や銀行業などの規制産業については、外国投資は一般的には規制されていないが、外国における同様の規制制度の存在が、香港当局から許認可を取得するにあたって影響する要素となることもある。

### 5.5 外国企業は、香港に完全子会社を設立することができるか教えてください。

可能である。

### 5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

規制産業にあつては、場合によるが、一般的な時間については、上記 2 項及び 3 項を参照されたい。

### 5.7 外資による土地所有に規制は存在しますか。

存在しない。

## 6. 労働法

### 6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制について教えてください。

香港における労働者の権利義務を規定する主な法律は、「雇用条例」(Employment Ordinance)である。このほかに関連する法令として、差別に関する四つの条例<sup>1</sup>(性差別に関する条例(Sex Discrimination Ordinance)、障害者差別に関する条例(Disability Discrimination Ordinance)、門地差別に関する条例(Family Status Discrimination Ordinance)及び人種差別に関する条例(Race Discrimination Ordinance)、「移民条例」<sup>2</sup>(Immigration Ordinance/ビザ発行に関する条例である)、「定年退職積立金条例」<sup>3</sup>(Mandatory Provident Schemes Fund Schemes Ordinance/定年退職金に関する条例である)、職業的退職制度条例<sup>4</sup>(Occupational Retirement Schemes Ordinance (任意退職スキームに関する条例である)、労災補償条例<sup>5</sup>(Employees' Compensation Ordinance/労災補償に関する条例である)、「最低賃金条例」(Minimum Wage Ordinance/従業員の最低賃金を規定する条例である)、「個人情報保護条例」(Personal Data (Privacy) Ordinance/従業員の個人情報の取扱いに関する条例である)及び税務条例(Inland Revenue Ordinance /給与税の申告に関する条例)がある。

### 6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

現在、香港には労働時間の上限についての定めはない。

### 6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

一般的には、労働者は所定の通知を行うことによって解雇することができる。「所定の通知」とは、雇用契約の定める事前の期間、あるいは雇用契約にかかる通知期間の定めが無い場合は、1ヶ月の事前期間をもって労働者に対して行う通知である。但し、試用期間中の労働者である場合は、試用期間の最初の1ヶ月間は、使用者及び労働者のいずれからでも、事前通知なくして雇用を終了させることができる。また、使用者は、労働者が重大な非違行為を行った場合は事前通知をすることなく解雇することができる権利を有する。なお、妊娠中、産休中、疾病休暇中、又は労働災害に遭遇して労災補償の査定中である労働者については、解雇できない(解雇すべき相当の理由がある場合は除く)。

<sup>1</sup> 中文(繁体字)ではそれぞれ、「性別歧視条例」、「殘疾歧視条例」、「家庭崗位歧視条例」及び「種族歧視条例」である。

<sup>2</sup> 中文(繁体字)では「入境条例」である。

<sup>3</sup> 中文(繁体字)では「強制性公積金計劃条例」である。

<sup>4</sup> 中文(繁体字)では「職業退休計劃条例」である。

<sup>5</sup> 中文(繁体字)では「僱員補償条例」である。

#### 6.4 休暇の付与や公休日について法律の定めはありますか。

雇用条例によれば、労働者は雇用された時から3ヶ月経過した際に、有給の公休日(paid public holidays)を与えられる。また、労働者は、勤続年数に従い、7日から14日間の年次有給休暇を与えられる。

#### 6.5 雇用契約において、競業禁止条項のような制限条項を定めることはできますか。

雇用契約において競業禁止条項のような制限条項を定めることはできる。しかし、このような条項は合理的であり、かつ使用者の適法な利益を保護するために必要なものでなければならない。合理性の有無の判断にあつては、とりわけ、制限の地理的範囲、制限される行為、制限の期間、その他関連する事情が重視される。制限条項の有効性は個別具体的に判断される。また、制限条項が公の秩序に反するとされた場合、当該条項は無効となる。

#### 6.6 雇用契約で、労働者を短期間だけ雇い入れることは可能ですか。

香港の雇用法の下では、期間の定めのある雇用契約を締結することができる。しかし、コモン・ローによれば、労働者に対して特定の作為義務を強制することはできない。従って、労働者は契約に違反することによって、合意された最短期間よりも前に雇用契約から離脱することができる。

#### 6.7 女性労働者は、産休を取得することが認められていますか。

女性労働者は10週間の産休を取得する権利がある。出産予定日前に40週以上働いていた労働者は、産休中も賃金を支払われる権利を有する。産休中の賃金は通常の賃金の5分の4である。使用者に対して妊娠の事実を通知した時点から、産休から復帰するまでの間、女性労働者を解雇することはできない(解雇すべき相当の理由がある場合は除く)。

#### 6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

香港政府は現在、香港において父親の育児休暇制度を法令化することを検討しており、法案は既に作成されている。

#### 6.9 香港の会社とその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような要件を満たす必要がありますか。

会社とその従業員や役員に対して株式を発行する場合の要件はない。これは純粹に契約上の約定によることになる。また、従業員に対する株式募集については、証券法上の要件が緩和されている。なお、香港において上場している会社の場合、上場規則上の要件も関係してくる。

## 6.10 香港の会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けることができますか。

香港会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けることができる。現在、これを禁止する規制や特別な義務は香港法の下では存在しない。しかし、ストックオプションの設計方法によって、一定の規制に服することがある。また、ストックオプションが香港において上場されている外国会社の株式に関するものである場合、上場規則上の要件も関係してくる。

## 6.11 従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けることができますか。

一般的に、従業員ストックオプションは税制上の優遇措置を受けることはできない。

# 7. 知的財産

## 7.1 香港ではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

香港は、知的財産権の保護に関する総合的な制度が存在する。香港では、以下の種類の知的財産権が保護されている。

1. 商標(第 559 章 商標条例)
2. 特許(第 514 章 専利条例)
3. 著作権(第 528 章 版權条例)
4. 意匠(第 522 章 註冊外觀設計条例)
5. 植物種(第 490 章 植物品種保護条例)
6. 半導体集積回路の回路配置設計(第 545 章 集成電路的布圖設計(拓樸圖)条例)

香港法は、その他秘密情報やドメインネームといった無体財産権も保護している。商標、特許及び意匠は、香港商標、特許及び意匠登録簿(Hong Kong Trade Marks, Patents and Designs Registry)に登録しなければ保護されない。ドメインネームについても同様に登録しなければならないが、著作権や秘密情報については登録は不要である。但し、未登録の商標、商号、個人名又は特定の製品の装丁(パッケージを含む)であっても、原告は、混同や、損害を与えるような不当表示を防ぐために、「詐称通用(passing off)」というコモン・ロー上の訴えによって保護を求めることができる。

なお、香港において登録又は保護されている知的財産権は、そのまま中華人民共和国で保護されるものではなく、その逆も同様である。

## 7.2 香港が締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

これに関しては、中華人民共和国が「標章の国際登録に関するマドリッド協定」及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書」に加盟しているにもかかわらず、香港での適用は留保されていることに注意すべきである。

なお、香港は、中華人民共和国の特別行政区(special administrative region)として、中国を通じて、1997年以降、以下のように主要な国際知的財産関連条約の多くに加盟している：

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約  
万国著作権条約  
工業所有権の保護に関するパリ条約  
レコードの無断複製に対するレコード制作者の保護に関する条約  
著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO 著作権条約)  
実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WIPO 実演・レコード条約)  
特許協力条約  
標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定

## 7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会や他の競争当局のような公的機関による規制やガイドラインは存在しますか。

香港は、伝統的にビジネス取引についてレッセフェールの(laissez-faire)アプローチをとってきており、また、知的財産権のライセンス契約のほとんどの条項はビジネスの交渉に委ねられ、当事者間の合意で決定することができる。しかしながら、長年の協議・審議の結果、香港も業種横断的な競争法を導入した。競争法(the Competition Ordinance)は2012年6月14日に官報に掲載されたが、競争委員会及び審判機関の設立のために、段階的な施行が予定されている。実体規定は2014年以降に施行される見込みである。競争法は、EU 法制に類似しており、競争制限的な合意と市場支配力の濫用を広範に制限する二つの「行動ルール」を導入している。競争法は、競争当局(Competition Authority)の発行するガイドライン、公序良俗、国際的義務、経済効率性又は最低回転率に基づく一括適用免除及び除外規定によって補足される予定である。

知的財産権ライセンスなどの契約は、領域の制限、顧客、非競争条項、最低価格、供給元や競合する製品など、競争に影響を与える条項を含むことがある。このような規定には効果的な働きがあるであろう一方で、これらの合意は、価格固定、生産高の制限、市場の分断などを導き、競争に良くない影響を与え得るものである。

競争法は、明らかにジョイントベンチャーや R&D 契約を含む競争者間の「水平的な」契約に影響を与えるが、現段階では、ライセンスのような知的財産権に関する契約又は製造者、ディストリビューター及び小売業者間の合意のような「垂直的合意」一般にどこまで適用があるのかは明らかではない。競争法は、特定の分

野の合意及び実務に、競争法ルールからの「一括適用免除」を規定する EU 法制と類似の制度を規定している。詳細については、ガイドラインや一括適用免除の公表を待つ必要がある。

## 8. 為替管理

### 8.1 香港に持ち込む又は香港から持ち出すことができる現地通貨の量に制限はありますか。

香港に為替管理規制は存在しない。

### 8.2 香港へ持ち込む又は香港から持ち出すことができる外国通貨の量に制限はありますか。

香港に為替管理規制は存在しない。

### 8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

香港に為替管理規制は存在しない。

## 9. M&A

### 9.1 香港の会社が利用することのできる M&A の方法には、どのようなものがあるか教えてください。

M&A の方法は、基本的に、対象会社の株式の取得又は事業若しくは資産の取得のいずれかである。2 つの法人を結合して新たな法人とする「合併」は、香港の M&A にはない(2 つの会社のための持株会社を新設することは一般的である)。

### 9.2 各方法を実施する上での手続、要する時間について教えてください。

香港における事業又は会社の売買には、通常、以下の書類が必要である。

- ・ 秘密保持覚書(実際の取引及びデューデリジェンスの過程で取得し得る全ての情報について、当事者が秘密を保持する約束をするもの)。買収者が被買収者に対して競合する交渉又は入札がないことを確認させるため、一定期間、独占的交渉権を与える規定を入れる場合もある。
- ・ 対象事業又は会社に関するデューデリジェンス質問書及び報告書。

- ・ 売買契約(売買に関する各当事者の義務及び責任を明示したもの)。売買契約には通常、対象事業又は会社に関する詳細な表明保証が規定される。また、売買契約の形式は、取得対象が株式又は資産のいずれかによって大きく左右される。すなわち、株式取得の場合は、対象会社の義務及び責任を全て引き継ぐのに対し、事業譲渡の場合は、事業譲渡(債権者保護)条例(Transfer of Business (Protection of Creditors) Ordinance<sup>6</sup>)(「事業譲渡条例」)に従うことにはなるが、通常、買収者は取得対象である資産及び債務を取捨選択できる。
- ・ 情報開示確認書(売主が買収者に対して、売買契約の表明保証事項に関して情報開示を行うもの)。
- ・ 譲渡証書(売買が株式の譲渡である場合)及び売買証書(当該株式が香港会社の株式である場合)。
- ・ 事業譲渡条例に基づく通知(事業譲渡の場合)。
- ・ 証券取引所に上場している会社(又はグループ会社の一つ)による売買又は当該会社が売買対象である場合、プレス発表、及び場合によっては株主への通知(及び株主の承認)が必要となる等、他の書類が必要となる場合がある。
- ・ 対象会社が上場している場合には、対象会社及び証券取引所に対し、株式取得に関する開示を行う必要がある。
- ・ 対象会社が公開会社(public company)の場合は、買収規約(Takeover Code<sup>7</sup>)が適用され、不特定多数の者に対して買付の申出をしなければならない。この場合、当該規約(詳細な期限の要件が規定されている)に従い買付申出書類を作成する必要がある。
- ・ 他の書類については、場合による(規制産業に関わるか否か等によって異なる)。

### 9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えて下さい。

株式の取得及び事業又は資産の取得とを対比した場合、その適切性を判断するためには複数の視点があり得る。例えば、株式の取得の場合、既存の法人が存続することになるが、買収者は株式の対価を全額支払う必要があるほかは、別途責任を負うことはないため、手続は比較的単純である。一方で、事業又は資産取得の場合は、買収者は取得する資産を取捨選択することができ、また、下記の手続を経ることによって承継する債務を限定することができるというメリットがある。

買収者は、事業譲渡において、事業譲渡条例の定める手続を経ない限り、別途合意が有るか無いかにかかわらず、売主の事業遂行に起因する全ての債務及び義務につき責任を負うこととなる(株式譲渡の場合は、このような責任は発生しない)。事業譲渡条例の定める手続とは、事業譲渡日の早くとも4ヶ月前から遅くとも1か月前までに当事者が譲渡の事実を公告することである(譲渡に関する所定の事項を示す必要がある)。これにより、買収者は、譲渡の公告が完了した日(最後に行われた公告から1ヶ経過後の日となる)をもって、上記売主の全ての義務につき責任を免れることとなる。但し、最後の公告から1ヶ月を経過するまでの間に、債権者が売り主に対して、売主の事業遂行に起因する債務に関して訴訟手続を開始した場合は、こ

<sup>6</sup> 中文(繁体字)では「業務轉讓(債權人保障)條例」。

<sup>7</sup> 中文(繁体字)では「公司收購、合併及股份購回守則」である。

の限りではない。なお、事業譲渡条例は、買収者は同条例に基づき負担した金額であって、同条例によらなければ負担する義務のなかった全ての金額につき、売主から補償を受ける権利を有するものと定めているが、実務では、当事者間の契約において明示の補償条項を規定していることが多い。

#### 9.4 組織再編に関わる会社の 1 つが上場会社である場合、追加で満たす必要のある要件があれば教えてください。

証券取引所は、上場会社の株式の売却又は買収に関して、通常、主導的な役割を担わない。ただし、上場会社につき、買収又は合併後の上場維持の適正を調査することはある。とりわけ、証券取引所は、関連する取引後において、上場会社の株式の少なくとも 25%(例外はあるが、最低浮動株比率による。)が引き続き市場で流通しているか否かは、関心を持つところである。更に、証券取引所は、逆買収(reverse takeovers)や裏口上場(back-door listing)の有無についても調査をする。

上場会社又はそのグループ会社の一つによる買収又は売却、及び上場会社の関係者による取引は、それぞれ、主に上場規則(Listing Rules)の第 14 章及び第 14A 章により規制されている。これらの取引に関し、証券取引所は、上場規則の全ての要件が遵守されているかを確保する責任を有する。

上場規則第 14 章に基づき、各取引は特定の割合比率に基づき分類されており、当該取引がどの分類に属するかによって、規制の内容が異なってくる。具体的には、5 種類の割合比率があり、それぞれ以下の割合を比較するものである。

- ・ 取引対象となる総資産が上場会社のグループの総資産に対して占める割合
- ・ 取引対象資産に起因する純利益が上場会社のグループの純利益に対して占める割合
- ・ 取引対象資産に起因する収益が上場会社のグループの収益に対して占める割合
- ・ 支払った/受領した対価の総額が上場会社のグループの時価総額に対して占める割合
- ・ 当該会社が対価として支払った払込資本の価値が上場している買収会社の自己資本の価値に占める割合

なお、上記の要件該当性や計算方法に関しては、複雑な規定が存在する(例えば、取引を一体として捉える必要があるための要件、ある会社が他の会社の子会社となり又は子会社ではなくなるための要件、完全子会社ではない子会社が取引を成立させるための要件等)。

取引の種類及びこれに関連する要件は、以下のとおりである。

- ・ 逆買収: 証券取引所の見解によれば、「逆買収」とは、買収される資産を上場させる目的で行われる買収、又は同目的を達成するために行われる取引又は合意の一部であって、新規上場に関する上場規制を回避する手段であるものをいう。証券取引所は、逆買収を提案する会社を新規上場の申請者と同様に扱い、これによって、当該買収は会社の株主総会による承認を得る必要が生じる。なお、

株主の書面による同意の取得をもって株主総会の開催に代えることは許されない。

- ・ 重大買収(very substantial takeover):「重大買収」とは、割合比率が 100%以上となる資産の買収をいう。当該買収は、会社の株主総会による承認を得る必要がある。なお、株主の書面による同意の取得をもって株主総会の開催に代えることは許されない。
- ・ 重大売却(very substantial disposal):「重大売却」とは、割合比率が 75%以上となる資産の売却をいう。当該売却は、会社の株主総会による承認を得る必要がある。なお、株主の書面による同意の取得をもって株主総会の開催に代えることは許されない。
- ・ 重大取引(major transaction):「重大取引」とは、割合比率が 25%以上となる(ただし、買収の場合は 100%を下回り、売却の場合は 75%を下回る)資産の買収又は換金をいう。当該取引は、株主の同意が必要であるが、かかる同意は①株主総会の開催、又は②当該取引の承認のために株主総会が召集された場合においていずれの株主も投票の棄権を義務付けられない場合には、会社の議決権付株式の額面価格の 50%以上を有する関連株主集団の書面による承認をもって得ることができる。
- ・ 開示取引(discloseable transaction):「開示取引」とは、割合比率が 5%以上 25%未満となる資産の買収又は換金を含む。
- ・ 株式取引(share transaction):「株式取引」とは、割合比率が 5%未満であり、対価として上場見込みの有価証券を含む資産の買収をいう。開示取引及び株式取引は、通常、株主の承認は必要ないが、開示が必要となる。
- ・ 関連取引(connected transaction):「関連取引」とは、広範かつ複雑な規定に基づく関連当事者との取引を含む。関連取引は、開示、場合によっては、株主の承認が必要となる。

## 9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがあるか、また強制的公開買付規制が適用されるのはいつか教えて下さい。

香港の公開会社及び香港で主に上場している会社には、買収規約が適用される。買収規約は、買収対象会社の支配権の移転となる株式の取得を規制している。「支配権の移転」とは、買収対象会社の議決権の 30%以上の株式の保有又は共同保有という形式的要件で決まり、実際に支配権を取得するか否かは問わない。また、買収規約は、買収者及び買収対象会社に適用されるのみならず、買収者の「共同行為者(persons acting in concert)」にも適用される。買収規約第 26 条は(香港証券先物取引委員会の企業金融部門の長官による免除がなされない限り)、買収者又はその共同行為者が以下の行為をする場合には、買収対象会社の全株主に対して、強制公開買付けをしなければならないものとする。

- ・ 一定期間にわたる一連の取引によるか否かにかかわらず、会社の支配権を取得する場合(上記のように議決権の 30%以上の株式の取得を意味する。)
- ・ 既に会社の議決権の 30%から 50%の株式を有する場合は、関連する買収の日から 12 か月の間における対象会社の議決権の 2%以上の株式の取得する場合。

なお、香港では、上記よりさらに低い比率での上場会社の株式の取得の開示に関する複雑な規制があることにも留意が必要である。

## 9.6 外国会社も、上記組織再編方法を行うことができますか。

一般的に、香港の法律、規則及び実務は、香港で設立された会社に特有の事項を除けば、市場に参加する外国会社にも適用される(勿論、当該会社の設立の準拠法となった国・地域の法令の適用もある可能性が高いが。)

## 9.7 香港域内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を規制する法律やその他の形態の規制は存在しますか。

2012年6月の競争法の施行前には、香港には通信及び放送産業に関する関連法令による競争に関する規定があったのみであった。競争条例(実体的な規定は2014年に施行される見込み)は、競争制限的な合意及びあらゆる業界における実質的な市場支配力の濫用を禁止し、競争を実質的に阻害する効果を有する(又は有することが見込まれる)企業結合を禁止する企業結合規制を制定した。当面のところ、合併規制は、香港の通信事業者にのみ適用される。適用範囲は見直され、将来他の業種に広げられる可能性がある。さらに、他国又は地域の競争法が香港のM&Aに関係する場合もある。例えば、中華人民共和国においてビジネスを行っている香港の会社の買収の場合には、同国の独占禁止法が関係し得る。

# 10. 租税

## 10.1 会社が納税すべき所得税額は、香港では、どのように決定されるのか教えて下さい。

香港の所得税は、香港域内における取引、職業若しくは事業により発生し、又はこれらから得られた収益に課税される。

また、香港において取引、職業又は事業に従事していない者(「者」には、法人、組合及び受託者を含み、法人格の有無を問わない。)について発生した所得が、香港で課税されることもある。当該所得には、以下のようものが該当し得る。

- ・ 香港における、フィルム、テープ又は録音の展示又は使用及び当該フィルム、テープ又は録音に関する広告材料の展示又は使用に係る手数料。
- ・ 香港における、又は場合により香港外における、知的財産権の使用又はこれを使用する権利に係る使用料。
- ・ 香港における事業に対する助成金、補助金又は財政支援。
- ・ 香港における不動産の賃貸料。
- ・ 金融機関が香港における事業を通じて、又は当該事業により取得する利子、及び金融機関によるコ

- ・ マーシャルペーパーの販売又は買戻しによる収益。
- ・ 香港における事業の資金に関して受領した利息のうち、免税されないもの。
- ・ コマーシャルペーパーの販売又は買戻しにより香港で取得した収益(但し、事業外で取得したものは除く)。
- ・ 財産所得を受領する権利の移転への対価。

## 10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

納税者の居住地(住所)は、課税とは概ね無関係である。

なお、納税義務者の居住地(住所)は、源泉徴収税の支払義務と関係する場合がある(下記 10.7 参照)。

## 10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

現在の収益税の税率は、法人については 16.5%であり、法人以外の納税者については 15%である。

一般的に、収益税は、香港において課税対象となる収益の発生に係る費用(資本支出を除く)を控除した後の課税所得に課される。

## 10.4 外国法人が香港で取得した所得に対して課される税率を教えてください。

収益税の通常の税率(上記 10.3 参照)が適用される。

## 10.5 香港では、他にどのような税金を支払う必要があるか教えてください。

収益税の他、香港において徴収される主要な税金は以下のとおりである。

- (a) 給与税。これは個人の香港における給与所得、香港の事業所からの所得又は香港における年金に対して課税される。
- (b) 資産税。これは、香港の土地又は建物の課税評価額に課税される。
- (c) 印紙税。これは、下記の書類に対して課税される。
  - ・ 不動産の売却に係る権利譲渡書
  - ・ 居住用財産の売買契約
  - ・ 1年を超える不動産の賃貸借契約
  - ・ 香港の株式の譲渡書
  - ・ 香港の無記名証券

その他、香港では、課税物品(すなわち、酒、タバコ、石油及びメチル・アルコール)に係る税金及び車両登録費用が課される。

## 10.6 配当は課税されますか。

香港では、配当は課税されない。

## 10.7 源泉徴収税が課されますか。

非居住者に対して行われる支払いが源泉徴収税の対象となる場合がある。当該支払には、以下が該当し得る。

- ・ 香港における取引、職業又は事業により香港で発生した利益につき所得税が課される非居住者(個人又は法人)に対し、非居住者の代理人が支払を行う場合における、当該支払金額。
- ・ 香港における、又は場合により香港外における、香港の知的財産権の使用又は使用権につき、非居住者に対して支払われる使用料。
- ・ 非居住者に代わって香港で物品を販売した場合における売上金額。
- ・ 香港における、非居住者である芸能人又はスポーツ選手が芸能人又はスポーツ選手として行った活動や商業イベントに関連して行った活動に関して支払われた支払金額。

使用者は、従業員が1か月を超える期間において香港を離れようとする場合には、当該従業員に対して支払うべき金銭(又はその相当額)の支払いを源泉徴収する必要がある。

## 10.8 香港では、キャピタルゲインが課税の対象となるのか教えてください。

香港では、キャピタルゲインは課税されない。

## 10.9 香港と日本との間に租税協定はありますか。

ある。2010年11月9日に、日本と香港との間の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定」が署名され(2012年3月31日の相互の通知により補足)、2012年/2013年のアセスメントから有効になった。

# 11. 紛争解決

## 11.1 香港における民事訴訟手続の概要を教えてください。

香港における民事訴訟手続は、一般的に、当事者による召喚状(Writ of Summons)の提出及びこれを被告に送達することにより、開始する。召喚状には、通常、請求を基礎づける事実の概要を記した請求書(Statement of Claim)が記載される。

被告が請求を争う場合には、被告は、請求を争う意向を記載した送達受領書(Acknowledgement of Service)を提出し、その後、一定期間内に答弁書(Defence)を提出しなければならない。

次に、原告は被告に対し、答弁書に対する反対訴答(Reply)を提出することができ、また被告が原告に対して反訴請求をした場合には、原告は、一定期間内に反訴請求書(Counterclaim)に対する答弁書を提出しなければならない。上記の請求書、答弁書、反訴請求書及び反対訴答を、訴答書面(pleadings)と総称する。

訴答手続の終了後は、証拠開示手続(discovery process)に入り、原告及び被告は、係争中の事実及び事項に関連し(=原告又は被告の主張を補強し又は損なう可能性のある)、重要となる書類のリストを交換し、他方当事者に対して、当該書類の写しを閲覧可能な状態にさせる。そして、当事者は、証人の陳述書(witness statements of fact)、必要な場合は、専門家の報告書(expert reports)を交換する。

その後、いずれの当事者も、本案審理(trial)に入ることができる。本案審理において、原告は、自己の請求につき、事実に関する証人(専門家証人も含む)及び書証に基づき、証拠の優越による立証を行う必要がある。

### 民事裁判の改正

なお、香港では、2009年4月2日に民事裁判の改正が発効した。この改正では、裁判の効率化の促進、訴訟手続の簡素化や迅速化を目的とした新しい裁判規則が制定されている。この新規規則は、裁判所がその権限を行使し、又は裁判所規則や実務指針(Practice Direction)の解釈を行うにあたり、裁判所が考慮し及び実行すべき「基本方針」を列挙するものである。新規規則は、また、当事者及びその法定代理人に対しても、基本方針を推進させるために裁判所に協力する義務を課している。

新規規則では、裁判所に対して、基本方針に従って積極的に訴訟を指揮する義務を特に負わせている。裁判所は、訴訟の進行について当事者に任せるべきではなく、積極的に介入し、命令を発する権限を有する。さらに、裁判所は、証拠に関してより大きな権限を有する。例えば、裁判所は、証人の数を制限したり、両当事者に共通の専門家を選任すべく命令を発することができる。

また、裁判所は、その訴訟指揮権に基づき、調停(mediation)等の代替的紛争処理手続の利用を奨励・促

進しなければならない。裁判所は、合理的な理由がないにも関わらず調停を拒否した当事者に対し、不利な費用負担の決定を行うことができる。

## 11.2 香港において外国判決はどのように執行されますか。

香港において外国判決を執行する方法には、以下の相互に排他的な2つの方法がある。

- (a) コモン・ローに基づくもの
- (b) 外国判決(相互執行)条例<sup>8</sup>第319章に基づくもの

前者(コモン・ロー)の方法は、基本的に、外国判決を訴因とする召喚状により別途訴訟を開始する方法である。通常、原告はその後、略式判決のための召喚状を提出する。香港において外国判決を執行するためには、①当該判決が確定していること、②香港の法律により適法な管轄権を有すると認められた裁判所により言い渡されたものであること、③不正に取得されたものではないこと、④正義・公平の原則に反して言い渡されたものでないこと、及び⑤公序良俗に反しないことが必要である。

外国判決(相互執行)条例に基づく方法は、香港の裁判所において外国判決を登録することにより、香港の判決と同様に香港において執行できるようにするものである。香港における外国判決の登録は、香港と当該外国判決を下した国との間で、香港の判決の承認及び執行について互惠協定が存在する場合に限り、認められる。

なお、香港における中華人民共和国の判決の執行は、本土判決(相互執行)条例<sup>9</sup>第597章に基づく別の方法によらなければならない。

## 11.3 香港において利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがあるか教えてください。

香港における主要な裁判外紛争処理手続は、以下のとおりである。

- (a) 交渉(Negotiation): 解決のために中立の第三者が関与しない手続。
- (b) 和解(Conciliation): 中立の第三者が、両当事者が紛争を解決する手続につき合意をするよう働きかける手続。和解人(conciliator)は、まとめ役に徹し、問題点を明らかにするよう当事者に助言を行うことがあるものの、通常、紛争の中身には関与しない。
- (c) 調停(Mediation): これは和解に類似するが、調停人(mediator)は当事者が自ら解決に至るよう働きかける。調停人は、積極的に交渉に関与し、当事者が解決に向かうべく提案を行うが、自らの意見を

<sup>8</sup> 中文(繁体字)では外地判決(交互強制執行)條例である。

<sup>9</sup> 中文(繁体字)では「内地判決(交互強制執行)條例」である。

押し付けるのではなく、あくまでも当事者間による解決を奨励する。

民事裁判の改正に伴い、調停実務指針第 31 号が 2010 年 1 月 1 日に発効した。これに基づき、訴訟手続の当事者は、調停による紛争解決を検討することが要求されている。裁判所は、当事者が調停による紛争解決への参加を合理的な理由なく拒絶したと判断した場合、当該当事者に対し、不利な費用負担の決定を行うことができる。

- (d) 仲裁(Arbitration): 仲裁人が当事者の主張を聞いた上で、終局的かつ両当事者を拘束し、一定の特別な場合を除き、異議を申し立てることができない仲裁判断を行う法的手続である。

#### 11.4 仲裁判断は、香港ではどのようにして執行されるのか教えてください。

仲裁判断は、香港域内外で下されたか否かにかかわらず、裁判所が(仲裁条例第 341 章に基づく)仲裁判断の執行を許可した場合、判決と同じ方法により香港において執行することができる。執行許可を求める申立は書面で行い、当該執行の相手方となる当事者に対して通知されることはない。

香港において下された仲裁判断は、香港の裁判所において、仲裁判断を根拠とする債権に基づき新たな手続を開始することによっても執行可能である。申立人は、被告が請求に対して抗弁できないことを根拠として、略式手続(正式審理手続を経ない手続)を用いることができる。

#### 11.5 仲裁判断が香港の裁判所において否定されるのはどのような場合か教えてください。

香港においてなされた仲裁判断(国際仲裁判断と国内仲裁判断との間に違いはない)は、管轄がないこと、無能力、公序良俗、仲裁廷の構成が不適切であること、手続きの重大な違反又は法令適用を理由とする(事実認定を理由としない)上訴に関連する理由により、拒否されることがあり得る。

以上

(2013年6月現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。